

特別支援学校教諭免許状取得

（特A）課程認定大学で専修、一種、二種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第1（課程認定大学での一般的な方法での免許状の取得）

別表第1により免許状の授与を受ける場合は、必ず課程認定を受けている大学の指導に従って単位を修得してください。（教育職員免許法施行規則第22条の4）

【基礎資格】修士の学位を有すること及び幼小中高いずれかの普通免許状を有すること（専修免許状）
 学士の学位を有すること及び幼小中高いずれかの普通免許状を有すること（一種免許状）
 幼小中高いずれかの普通免許状を有すること（二種免許状）

特別支援教育に関する科目		単位数			
教育職員免許法施行規則に規定する科目（第7条）		専修	一種	二種	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目（注1）	2	2	2	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（「心理等に関する科目」）	16	16 （注2）	8 （注3）
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等に関する科目」）			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（注4）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（「心理等に関する科目」）	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等に関する科目」）			
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（注5）	3	3	3	
計		50 （注7）	26 （注6）	16	

- （注1）特別支援学校の教育に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含んで修得すること。
- （注2）①視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する「心理等に関する科目」1単位以上、「教育課程等に関する科目」2単位以上、合わせて8単位以上修得しなくてはならない。
 ②知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する「心理等に関する科目」1単位以上、「教育課程等に関する科目」2単位以上、合わせて4単位以上修得しなくてはならない。
- （注3）①視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する「心理等に関する科目」1単位以上、「教育課程等に関する科目」1単位以上、合わせて4単位以上修得しなくてはならない。
 ②知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合は、当該領域に関する「心理等に関する科目」1単位以上、「教育課程等に関する科目」1単位以上、合わせて2単位以上修得しなくてはならない。
- （注4）重複・LD等の教育に関する事項を含め、授与を受けようとする領域以外の全ての領域を修得すること。
- （注5）特別支援学校において、教員として、良好な成績で勤務した旨の実務成績証明を有するものについては、経験年数1年（常勤）について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。
- （注6）専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。【免許法施行規則第7条第3項】
- （注7）専修免許状に係る（注7）に定める修得単位のうち、その単位数から同欄の1種に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。【別表第1備考7】
 表に規定する単位の他、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。【免許法施行規則第7条第2項】
 施行規則第7条に定める単位数には専修免許状と1種免許状に係る単位数に差が無いため、特別支援学校教諭専修免許状の認定を受けている課程で修得した単位であれば（いずれの欄で修得した単位でも）良い。